生活保護学習会　～債務整理を中心に～

金浦ゆかり

2022 年 2 月 19 日（土）、ソレイユプラザなごやで「生活保護学習会～債務整理を中心に～」を行いました。まん延防止措置の中での開催となり、「一人の感染者も出さない」ことを目標に「受付のやりとりを最小限に抑え、当日の飛び入り参加はお断りする」「質問は紙に書き司会者が代読」「感染防止協力依頼をチラシ等に明記」等の対策をして開催しました。本来ならばワイワイと意見交換を行い、一人でも多くの方の参加をお受けしたかったところ、お断りしてしまった皆さまにお詫び申しあげます。

福祉事務所ケースワーカーから見た債務整理の支援

講師：小池直人さん（元・名古屋市生活保護ケースワーカー、SSC 事務所相談ボランティア）

福祉事務所でも借金がある方に法テラスを案内することがよくあります。しかし、法テラスの相談は 1 回わずか 30 分。初回相談の前にご本人と一緒に相談したいことを整理し、書面にまとめたものを持参しましょう。特に「借金をした時期・金額・債権者の正式名称や連絡先・借りたお金の使途・請求書等の通知書類はあるか」は必ず聞かれます。答えられるようにしておくとスムーズです。

借金を5年で時効にするには「時効の援用」という手続が必要です。黙っていては帳消しにはなりません。債権者側は時効にならないよう「千円でもいいから返して」と頼んでくることもあります。借りた弱みで少額ならと払いがちですが、10 円でも払うと時効は中断、そこからさらに5年となります。支援者は時効は 5 年と伝える際、こうした注意点を丁寧に説明してください。

そして何より「債務整理をした後の生活をどうしていくか」という話し合いが大切です。債務整理をしても再び借金を繰り返してしまう方もいます。背景に酒・ギャンブル・薬物・買い物などの依存の課題があるなら、適切な治療を受けることが重要です。

残念ながら自己破産をした後、生活に困った人の弱みにつけ込み、脅したり不法な借金を重ねさせようとする組織や人も少なくありません。支援者が適切に対処することで解決可能な場合が多いですが、まず相談者から信頼されていないと深刻な悩みを話してもらえません。「いつもあなたの傍についています」ということを日頃からしっかり伝えていきましょう。

法律家への相談や手続き時に気を付けるポイント

講師：田中慶二郎さん（車道司法書士事務所　中村福祉事務所で毎月 1 回、債務整理に関する相談を受けている）

「時効の援用」では債権者に内容証明郵便を送ることが一般的です。内容証明郵便には「この文言が必要」といった決まりもあるため、法テラスなどを通して専門家に依頼することをお勧めします。

法テラスでは電話が無くても相談を受けて貰えますが、依頼後に法律家との約束が守れなかったり、連絡が取りづらくなると債務整理は進めづらくなります。支援者の思いのみで先走らず、ご本人に本当に債務を整理したい気持ちがあるかを確認してから相談していただければと思います。

また各地を転々として暮らしてきた方は、いつ・どこで・どんな滞納・借金をしてきたかを忘れていることもあります。後から後から督促状が出てくると最初の元からの債権者との関係が悪化するなど支援が進

みづらくなります。債務の正確な把握が肝要ですので、支援者の方には必要に応じて届いた書類の整理などもサポートしていただけたらと思います。また裁判所から届いた封書も放置せず、相談して何らかの対応をしてください。生活保護世帯以外でも収入により法テラスの無料相談の利用が可能な場合があります。

愛知県司法書士会の HP でも各種相談受付の案内が記載されていますのでご利用ください。
https://www.ai-shiho.or.jp/

支援者側の「見立てるチカラ」

講師：金浦ゆかり（ひきこもり支援・生活困窮者支援の相談員として自己破産・任意整理・時効の援用を活用した債務解消に複数回携わる）

債務の相談をされる方は「無意識・無自覚」に借金をしている場合も多いものです。支援者がその方の「課題の根」を見立てるポイントを考えてみました。

1：法テラスの場所や役割を案内すれば、後は一人で出来る方かどうか

一人で出来そうな方の見立てと共に、中には識字が十分でない方や、騙されている自覚に乏しい方もみえます。相手の特性や生活歴に合わせた支援を心がけてみましょう。

2：「任意整理」／「自己破産」／時効援用や放置

いずれが適切なケースか。

3：何のために債務整理をするかのヒアリングは出来ているか

4：やり遂げるために必要な要素（支援者が必要か・補うポイントはどこにある方か）

「債務整理＝自己破産」のイメージが強いかもしれませんが、「債権者と話し合い分割返済をする“任意整理”」や先にお二方から案内があった「時効援用」もあります。

注意すべきは「任意整理」の返済です。電気代同様「１日くらい遅れても大丈夫」とはなりません。法的な和解契約が無効にならないよう十分な事前説明が必要です。「予定通り払えますか？」といった定期的な見守りもあった方が良いと思います。

5：保護を受給しながら就活・就労されている方の注意点

法テラスによる弁護士等費用の立て替えを依頼した時は生活保護で返済が猶予されていても、債務整理の終了時には保護を廃止して働いている場合、費用の分割返還が必要になる場合があります。

6：解決の過程で「少々の小銭が必要になる」場合も

法テラスは無料で利用できても、交通費や戸籍等を郵送で取り寄せる場合の実費は自己負担となります（自治体により減免の有無は分かれます）。

7：債務整理後の生活について話し合いは出来ているか

お金を使い過ぎ、家賃や携帯料金の未払いを起こしがちな方とは、具体的な防止策を決めておきましょう。 給料の前借や前払いは借金への第一歩です。

※この学習会は、名古屋市社会福祉協議会の地域福祉リーディングモデル事業「活動資金応援事業」の助成を受けて実施しました。